税理士連絡協議会

令和８年６月 10 日（水）
午前 10 時 00 分～
あさひホール（ラピオ５階）

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　議題

（１）内部事務センター化について【総務】
別添資料参照

（２）源泉徴収票のみなし提出の特例について【総務】
別添資料参照

（３）ＫＳＫ２への移行に伴うｅ－Ｔａｘのメンテナンス時間について【総務】
令和８年９月 19 日（土）０時～令和８年９月 24 日（木）８時 30 分まで
令和８年９月 26 日（土）０時～24 時まで

（４）帳簿書類等データ事前取得への取組について【法人】

別添資料参照

（５）帳簿書類等のデータの送信について、オンラインツール利用のお願い【法人】

別添資料参照

令和８年６月 10 日

東海税理士会小牧支部
　支部長　名和　美枝　殿

小牧税務署長
原田　陽二
（官印省略）

業務センターへの郵送等に関するお願いについて（連絡）

税務行政につきまして、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁では、令和３年７月から、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を進めており、令和８年７月以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしております。

内部事務のセンター化により、申告書や申請書等は業務センターで処理することとしており、そのため、納税者や税理士の皆様には、書面を送付する際には、業務センターに郵送していただくようお願いしております。

つきましては、別添「業務センターへの郵送等に関するお願い」について、会員の皆様に対して、改めて御周知いただきますようお願い申し上げます。

業務センターへの郵送等に関するお願い

名古屋国税局では、「内部事務のセンター化（※１）」を実施しており、令和８年７月10日以降は、全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称を変更（統一）することとしております。

当該実施に伴い、次の事項について御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではございません。

○　内部事務のセンター化の対象となる税務署（裏面参照）に申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、次のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
- 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います（※２）。

○　書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

○　電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。

○　納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

○　業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。

（※１）「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

（※２）e-Taxで申告、申請・届出等を行う場合に、別途郵送等で書面による提出が必要な登記事項証明書や売買契約書の写しなどの一定の要件に該当する書類については、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。
　一定の要件に該当する書類については、法令の規定により原本の提出が必要な第三者作成書類が対象となります。詳細については、国税庁ホームページをご確認ください。

名古屋国税局

R8.4

内部事務のセンター化の対象となる税務署

名古屋国税局では、令和３年７月から、専担部署（業務センター）で複数の税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を進めており、対象となる税務署を順次拡大しておりましたが、令和８年７月において全ての税務署が対象となることで、センター化が完成いたします。

なお、令和８年７月10日からは、センターの名称を以下のとおり変更するとともに、名古屋業務センター、清水業務センター、熱田業務センター、刈谷業務センター及び津業務センターで対象署を拡大し、新たに小牧業務センターを開設することで、10センターの体制となります。

また、名古屋業務センターに所属する、名古屋国税局管内全税務署の行政指導事務の一部を集約処理する担当を、名古屋北税務署内に移転させ「名古屋業務センター名古屋北コール担当」として運営いたします。

名称・所在地	対象署	名称・所在地	対象署
名古屋業務センター （旧名称：業務センター） 〒460-8527 名古屋市中区三の丸三丁目２番４号 名古屋第二国税総合庁舎	岐阜北税務署 岐阜南税務署 大垣税務署 千種税務署 名古屋東税務署 名古屋中税務署 昭和税務署 一宮税務署 津島税務署	熱田業務センター （旧名称：業務センター熱田分室） 〒456-8570 名古屋市熱田区花表町７番地17号	名古屋西税務署 名古屋中村税務署 熱田税務署 中川税務署 半田税務署
【移転】 名古屋業務センター 名古屋北コール担当 〒462-8555 名古屋市北区清水五丁目６番16号	※一部の行政指導事務等について、名古屋国税局管内の全税務署の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。		
多治見業務センター （旧名称：業務センター多治見分室） 〒507-8710 多治見市白山町一丁目209番地	高山税務署 多治見税務署 関税務署 中津川税務署 尾張瀬戸税務署	豊橋業務センター （旧名称：業務センター豊橋分室） 〒440-8535 豊橋市大国町111番地 豊橋地方合同庁舎	豊橋税務署 西尾税務署 新城税務署
清水業務センター （旧名称：業務センター清水分室） 〒424-8783 静岡市清水区松原町２番15号 清水合同庁舎	静岡税務署 清水税務署 藤枝税務署	刈谷業務センター （旧名称：業務センター刈谷分室） 〒448-8522 刈谷市若松町一丁目46番地１ 刈谷合同庁舎	岡崎税務署 刈谷税務署 豊田税務署
浜松西業務センター （旧名称：業務センター浜松西分室） 〒430-8584 浜松市中央区中央一丁目12番４号 浜松合同庁舎	浜松西税務署 浜松東税務署 島田税務署 磐田税務署 掛川税務署	【新設】 小牧業務センター 〒485-8755 小牧市中央一丁目424番地	名古屋北税務署 小牧税務署
沼津業務センター （旧名称：業務センター沼津分室） 〒410-8553 沼津市市場町九番１ 沼津合同庁舎	沼津税務署 熱海税務署 三島税務署 富士税務署 下田税務署	津業務センター （旧名称：業務センター津分室） 〒514-8544 津市桜橋二丁目99番地	津税務署 四日市税務署 伊勢税務署 松阪税務署 桑名税務署 上野税務署 鈴鹿税務署 尾鷲税務署

(注) 下線を付した部分は、令和８年７月10日からの変更箇所を示しており、対象署欄における下線は、令和８年７月10日から対象署として追加される税務署を示しています。

事業者の皆さまへ

令和９年１月から

源泉徴収票の提出方法が変わります

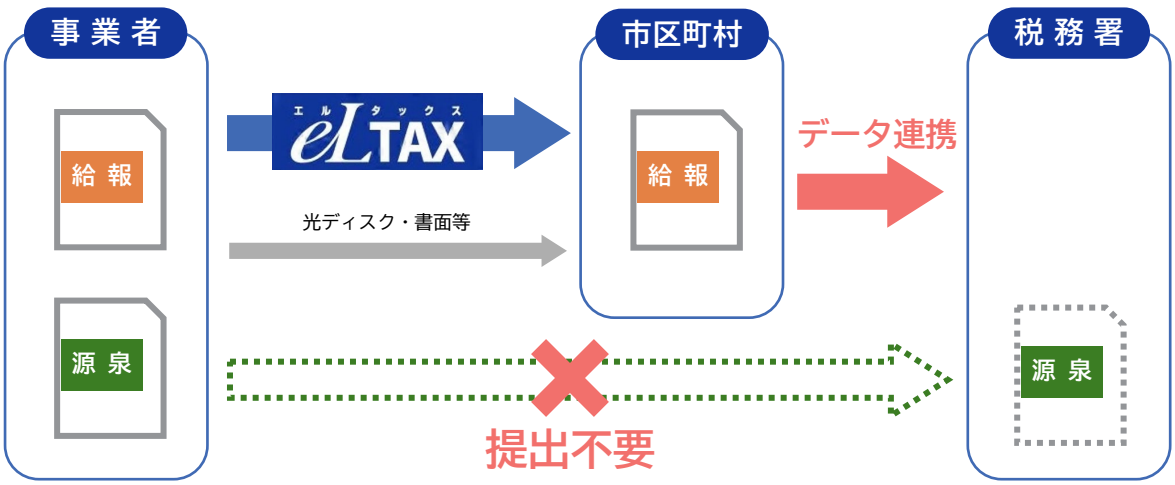
改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、**事業者の提出事務の負担軽減を目的**として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、**税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ**、それに伴い、**提出範囲が給与支払報告書と同じに**なります。

つまり・・・

給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、

源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！



給与支払報告書の提出は eLTAX で、業務負担を大幅軽減！



提出先が多すぎて、手間もコストもかかって大変です・・・！



どうしたらもっと効率的に提出できますか・・・？

eLTAX を使えば、**各市区町村へ自動振り分け提出！**





国税庁　総務省　地方税共同機構 LTA LOCAL TAX AGENCY

裏面もお読みください

まだまだあります！ eLTAX で提出するメリット！

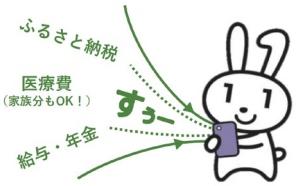
☑ 個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受けとれます！

従業員への**配付・郵送コストを削減**することができ、**業務のペーパーレス化**につながります。

☑ 従業員の確定申告がさらに便利に！

令和9年1月以降、給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合
マイナポータル連携により**給与所得の情報が自動で入力**されるため
入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降 eLTAX が便利になります

- ☑ サービス提供時間の拡大　24時間365日電子申告・電子納付等ができます！※　※メンテナンス時間を除く
- ☑ GビズＩＤログイン機能の実装　eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、以後はGビズIDでログインできます！

Q&A

Q この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

A 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。

※ 法令上、年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票は退職の日以後1か月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取扱いにより翌年1月末までにそのほかの源泉徴収票とまとめて提出してよいことになっています。したがって、令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても令和9年1月1日以後にそのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、「令和9年1月1日以後に提出すべき」ものとして、この改正が適用されます。

Q 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。

※ ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q 従業員が給与情報のマイナポータル連携を利用できるようにしたいです。
これまでは、e-Taxで「給与所得の源泉徴収票」を提出していましたが、今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出することにしても問題ありませんか？

A eLTAX で提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、問題ありません。光ディスクや書面等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。
(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)

※ 給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

参考リンク

制度改正の内容について	eLTAXの利用方法について	給与情報のマイナポータル連携
(国税庁ホームページ)	(eLTAXホームページ)	(国税庁ホームページ)

実地調査における帳簿書類等に係る電子データの提供依頼について

- 国税庁では、納税者の利便性の向上や税務行政の効率化を図る観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組んでいます。

- この取組の一環として、税務調査においては、納税者の皆様のデジタル化の状況を踏まえ、帳簿書類等に係る電子データの提供をお願いする場合があります。

 ※　帳簿等データの提供を依頼する行為は、質問検査権に基づくものとなります。

- 納税者の皆様から帳簿書類等に係る電子データの提供を臨場前に受けた場合には、これまで臨場時に実施していた帳簿等の確認作業の一部について、取得したデータを活用して税務署で実施することが可能となるため、税務調査の効率化が図られ、納税者や税理士の皆様の負担軽減にもつながります。

- なお、提供を受けた電子データは、情報保護の重要性に鑑み、国税庁において定めた行政文書管理規則等に従って厳格に取り扱われます。

 ※　電子データの提供を受けた際は、国税当局における当該電子データの取扱いを明らかにした文書を交付するなどの取組を、令和８年７月から全国税局及び税務署で実施する予定です。

- 本取組について、納税者や税理士の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

税務行政におけるオンラインツールの利用について

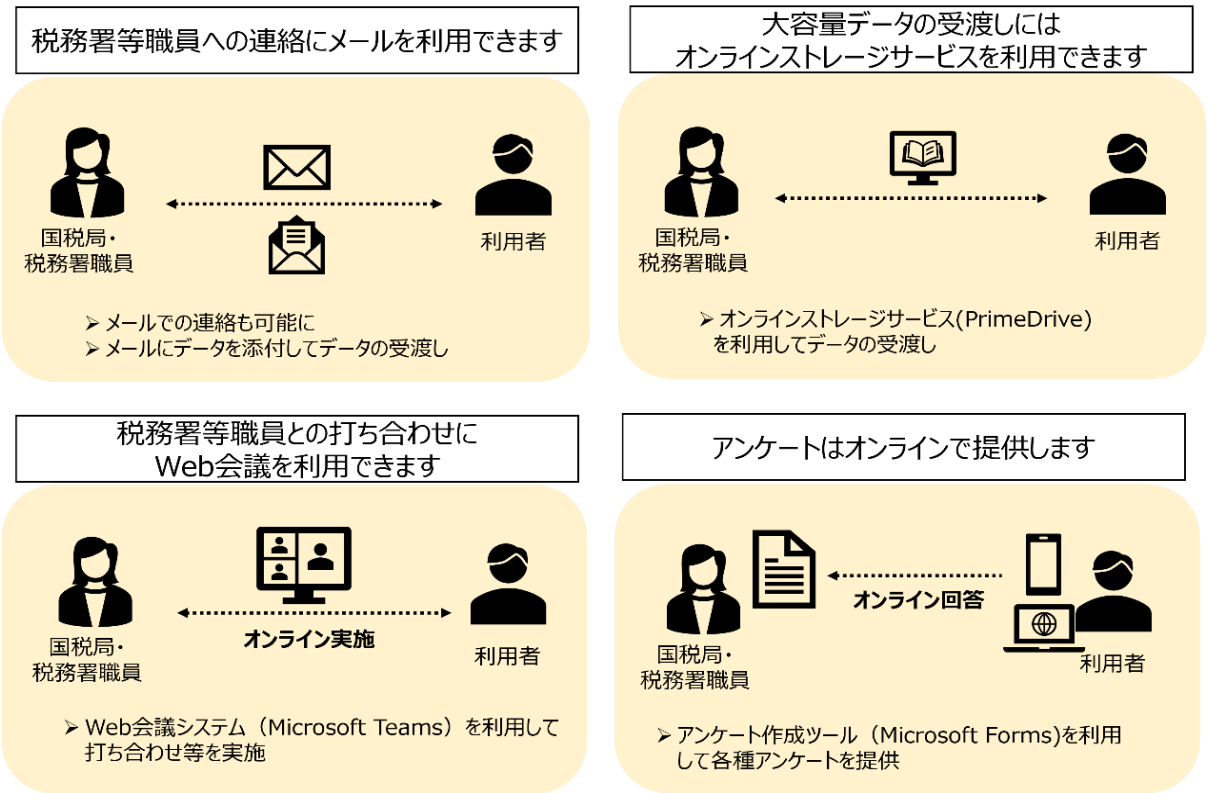
国税庁においては、納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図る観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組んでいます。

令和７年９月以降、デジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境である GSS（ガバメントソリューションサービス）を順次導入しており、GSS において提供されるオンラインツール（インターネットメール、Ｗｅｂ会議システム（Microsoft Teams）、オンラインストレージサービス（PrimeDrive）及びアンケート作成ツール（Microsoft Forms））を必要に応じて業務利用する（※）こととしています。

※　令和８年６月１日現在、仙台国税局・金沢国税局・福岡国税局・熊本国税局・沖縄国税事務所において利用を開始しています。

1　取組の概要

本取組の概要については、下記のとおりです。



オンラインツールの利用については、税務署及び国税局の担当者（以下「税務署等の担当者」といいます。）と利用者双方の合意の下で利用することとしています。税務行政に対する個別のご意見・ご要望は当ホームページの「ご意見・ご要望」にお寄せください。

※　国税庁における Microsoft365 を利用した情報収集については、国税庁における Microsoft365 利用に係るプライバシーポリシーをご覧ください。

2　オンラインツール利用の流れ

①　オンラインツール利用に関する意思確認

オンラインツールのうち、インターネットメール、Ｗｅｂ会議システム（Microsoft Teams）、オンラインストレージサービス（PrimeDrive）の利用に当たっては、利用者の理解を得ることを前提としておりますので、税務署等の担当者から利用者に対して、オンラインツールの利用に関する意思確認を行います。利用を希望される場合は、「オンラインツールの利用に関する同意事項」の内容に同意いただくとともに、オンラインツールの利用の際に使用するメールアドレスなど所定の事項を登録いただく必要があります。

なお、オンラインツールの利用の際に使用するメールアドレスなどの登録はアンケート作成ツールである Microsoft Forms より行います。税務署又は国税局ごとに Microsoft Forms のフォーマットを用意しておりますので、以下のリンク先に掲載している利用者ご自身の所轄税務署等のフォーマットからご登録をお願いいたします（誤ったフォーマットを選択した場合には、再度登録をお願いすることとなりますのでご注意ください。）。

詳しくは、税務署等の担当者にお尋ねください。

登録フォーム

札幌国税局（準備中）	仙台国税局	関東信越国税局（準備中）
東京国税局（準備中）	金沢国税局	名古屋国税局（準備中）
大阪国税局（準備中）	広島国税局（準備中）	高松国税局（準備中）
福岡国税局	熊本国税局	沖縄国税事務所

※１　関係民間団体の方や調達の契約事業者等、税務署等の担当者と別途オンラインツールの利用に関して合意している場合は、メールアドレス等の登録は Microsoft Forms 以外の方法によることも可能です。

※２　Microsoft Forms の入力方法については、手順書をご確認ください。

②　テストメールの送受信、インターネットメールの利用

オンラインツールの利用に関する同意及びメールアドレス等のご登録後、税務署等の担当者から登録いただいたメールアドレスに対して、テストメールを送信します。なりすまし防止の観点から、税務署等の担当者が電話又は対面によりテストメールの受信確認を行い、利用者からテストメールへの返信を受けることで、インターネットメールの利用が開始となります。

※１　税務署等の担当者が使用するメールアドレスのドメインは「nta.go.jp」のみとなります。ドメインが「nta.go.jp」からのメールが受信可能となるように設定をお願いいたします。

※２　複数のメールアドレスの登録があった場合、それぞれのメールアドレスに対してテストメールを送信します。

※３　国税庁をかたった不審なメールが確認されております。被害に遭わないためにも、税務署等の担当者から送信されたメールアドレスをアドレス登録する方法などにより、税務署等からのメールであることを判別できるようにすることをお勧めします。

※４　人事異動後においては、システムメンテナンス等により、メールの送信が遅くなる可能性があります。

※５　税務署等の担当者から送信されたメールにファイルダウンロードのリンクが添付されている場合のダウンロード手順は、以下の手順書をご確認ください。

ファイルダウンロード手順　（PDF/1,044KB）

③　Microsoft Teams、PrimeDrive の利用

Microsoft Teams 又は PrimeDrive は、税務署等の担当者から、インターネットメールにより登録メールアドレス宛てに送信される Microsoft Teams 又は PrimeDrive の URL アクセスすることで利用が可能です。

※　Microsoft Teams、PrimeDrive の利用方法については、以下の手順書をご確認ください。

・　Microsoft Teams

・　PrimeDrive

3　税務調査等における利用について

税務調査等（※１、２）の際に、必要に応じてオンラインツールを利用することとしております。

※１　税務調査のほか、行政指導、滞納整理及び査察調査等も含みます。なお、Ｗｅｂ会議システム（Microsoft Teams）については、滞納整理及び査察調査以外で利用します。

※２　大規模法人（調査課所管法人）を対象とした取組については、調査等におけるオンラインツールの利用に関する情報をご覧ください。

※３　税務調査においては、納税者の皆様のデジタル化の状況を踏まえ、帳簿書類等に係る電子データの提供をお願いする場合があります。

具体的な帳簿書類等に係る電子データの提供依頼について、こちら（PDF/450KB）をご覧ください。

なお、税務調査については、事業活動の現況確認等が必要不可欠であることから、臨場による調査を原則としていますが、効率的な調査の実施に資すると認められる場合に、オンラインツールを利用することとしています。

また、オンラインツールについては、税務署等の担当者と利用者の双方の合意がある場合に限り利用するものとしており、利用者の合意がない場合には利用しません。

4　不審なメールや電話に関すること

オンラインツールは、利用者の方が税務署等の担当者との間で利用に関する意思の確認を行った場合にのみ利用することとなります。それ以外の国税庁をかたった不審なメールや電話に関する注意事項は以下のページをご覧ください。

不審なメールや電話にご注意ください

5　Q＆A

税務行政におけるオンラインツールの利用に関するＱ＆Ａはこちらをご覧ください。

税務行政におけるオンラインツールの利用に関する Q&A（令和８年６月）（PDF283KB）

税務調査等におけるオンラインツールの利用について

令和８年５月
名古屋国税局　課税総括課

○　国税庁においては、令和7年9月以降、デジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるGSS（ガバメントソリューションサービス）を順次導入しており、GSSにおいて提供されるオンラインツールを税務調査等において利用することとしています。

○　令和7年10月以降、金沢局・福岡局においてGSSを導入し、税務調査等におけるオンラインツールの利用について試行的取組を実施しているところであり、今後、その他の国税局においても、順次GSSを導入し、オンラインツールの利用を開始する予定です。

※ その他の国税局においてオンラインツールの利用が可能となる時期は以下のとおりです。

令和8年6月1日（月）	仙台、熊本、沖縄
令和8年7月13日（月）	東京、大阪、名古屋、関信、広島、札幌、高松

○　国税庁においては、金沢局・福岡局における試行の状況を踏まえ、現在、オンラインツールの利用に係る運営方針の策定を進めているところ、その骨子については、2・3ページのとおりです。

オンラインツールの利用に係る運営方針【骨子】

	項目	内容
1	オンラインツールの利用	税務調査については、事業活動の現況確認等が必要不可欠であることから、臨場による調査を原則とする。 その上で、効率的な調査の実施に資すると認められる場合に、オンラインツールを利用することとする。 なお、オンラインツールについては、税務署等の担当者と納税者又は税理士の双方の合意がある場合に限り利用するものとし、納税者等の合意がない場合には利用しない。
2	利用機器の制限	オンラインツールの利用に当たっては、情報の適正な管理の観点から、国税当局が利用する機器は職員に配備されたGSSパソコンに限定するものとし、私用端末を含むその他の機器の利用は認めないものとする。
3	利用開始時における本人確認の実施	オンラインツールの利用に当たっては、通信の相手方が適正な本人であることを確実に確認し、なりすまし等の不正行為の防止を徹底することを基本とする。 そのため、納税者等がメールアドレス等を登録後、インターネットメールの利用開始に当たり、調査等の担当者がテストメールを送信し、電話又は対面により当該メールの受信確認を行うこととする。
4	電子メール送信時の誤送信防止	電子メールの利用に当たっては、情報の漏えい及び誤送信を防止するため、送信者及び統括官等の管理者において、送信先及び送信内容の確認を徹底するなど、誤送信防止に万全を期すことを基本とする。 そのため、調査等の担当者が納税者等にインターネットメールを送信する場合は、疎通確認として納税者等から送信されたテストメールに返信する方法によるものとする。なお、納税者等に返信するメールは自動的に管理者に送付されるため、管理者は、メールの宛先及び内容を確認の上、送信の可否を判断する。
5	電子メールによる連絡範囲の限定	電子メールによる連絡は、調査手続の円滑な実施に資する範囲に限定して行うこととし、本文に記載する内容については、その重要性及び機密性に十分配慮し、原則として軽微な連絡事項に限るものとする。 (例)調査に関する日程調整や調査の際に準備をしていただく資料の連絡など

オンラインツールの利用に係る運営方針【骨子】

	項目	内容
6	税務署等からの資料提供	税務署等から納税者等に対する資料提供について、効率的な調査に資すると認められる場合には、資料の機密性を確保した上で、PrimeDrive又はインターネットメールを活用して行う。 なお、利用に当たっては、資料にパスワードを設定し、当該パスワードはメール以外の方法により通知することとする。
7	Teamsの利用場所	Teamsの利用は、原則として税務署内において行うものとする。 ただし、第三者に情報が漏えいするおそれがないと統括官等が認める場合には、税務署外における利用を認める。
8	Teams利用時における第三者への情報漏えい等の防止	Teamsを利用した面談等を行う場合には、第三者への情報漏えい等を防止する観点から、税務署側及び納税者側の参加者の範囲をあらかじめ明確にする。 また、面談実施当日には、事前に把握した参加者以外が参加していないことを確認することとし、次の事実が確認された場合は、Teamsの利用を中断する。 ・事前に把握した参加者以外の参加が認められる場合 ・録音・録画等の機能の利用又はTeams画面の撮影等が認められる場合
9	データの受領方法	納税者等からデータの提供を受ける場合には、手続の効率化及び情報の適切な管理の観点から、原則として、オンラインツール(PrimeDrive、インターネットメール又はe-Tax)を利用した提供を要請する。 ただし、納税者等の利用環境等を踏まえ、オンラインによる提供が困難な場合には、USBメモリ等の媒体を使用するなど、状況に応じた適切な方法により提供を受ける。